報道資料

実はここにも
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成19年2月20日
沖縄行政評価事務所
（所長　安治川（あじかわ）　博（ひろし））

視覚障害者が安全に通行できるよう視覚障害者誘導用ブロックを整備してほしい！

― 視覚障害者誘導用ブロックの設置等の改善について（あっせん） ―



〈行政相談要旨〉

道路の歩道上には視覚障害者誘導用ブロック（以下「ブロック」という。）は整備されているが、一部においては、このブロックが路面と同系色であり見えにくい箇所、車止めなどがブロックに近接して設置されており、衝突してけがをするおそれがある箇所などがある。

このようなことから、視覚障害者が安全かつ円滑に道路を通行できるようにブロックを整備してほしい。

（注）視覚障害者の支援等に携わる者からの相談

［参考］　沖縄県内の視覚障害者数（身障手帳所持者数）　4,197人（平成18年3月31日現在）

行政相談を受け付けた沖縄行政評価事務所は、ブロックの設置状況等を実態調査し、また、「行政苦情救済推進会議」（注）の有識者の意見を踏まえた上で、平成19年2月20日、沖縄総合事務局（開発建設部）に対して、次のようなあっせんを行いました。（あっせん文書は別紙参照）

当事務所の調査方法及び調査結果

沖縄県本島中部以南（那覇・南部地区、中部地区の一部）の国の直轄国道におけるブロックの設置状況等を調査

調査結果

視覚障害者の安全かつ円滑な通行に支障があるものが15箇所みられた。（別添事例表参照）

・ブロックと歩道の色が同系色のため、弱視者がブロックを識別できないおそれがある箇所
・ブロックが三角形に加工されているため、視覚障害者を車道の方向に誘導するおそれがある箇所
・車止めがブロック上又はブロックに近接して設置されているため、視覚障害者が衝突してけがをするおそれがある箇所　等

当事務所から沖縄総合事務局に対して

歩道と同系色のブロックが設置されている箇所、ブロックが車道向きに設置されている箇所、車止めがブロックに近接して設置されている箇所など、県内の国道において、視覚障害者の安全かつ円滑な通行に支障があるものについて、順次計画的に改善するよう沖縄総合事務局にあっせんしました。

(注)　「行政苦情救済推進会議」とは、民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立った苦情救済の効果的な推進等に資することを目的として当事務所が開催する会議です。

＜本件問合せ先＞
沖縄行政評価事務所　行政相談課長
金　城　（電話：098-866-0148）